

令和7年12月24日  
文化庁著作権課

「著作権法施行令の一部を改正する政令案」に関する  
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和7年10月21日から令和7年11月20日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、本件に関して9件の御意見をいただきました。

主な御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

主な御意見の概要	御意見に対する文化庁の考え方
<p>指定補償金管理機関に支払われた補償金等の大部分は、権利者への補償に充てられるべき。</p> <p>また、補償金等残余额については、次年度以降の利用も見据えた繰越に関する規定を設けるべき。</p>	<p>前半部分の御意見について、指定補償金管理機関に支払われた補償金等は、同機関が著作権者等から請求を受けた場合には、当該著作権者等に支払われます。</p> <p>その上で、2つの裁定制度の性質上、著作権者等が現れないことも多くあると想定されるため、法律において、指定補償金管理機関が受領した補償金等のうち政令で定める方法により算出した額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物等の利用の円滑化及び創作の振興に資する事業（著作物等保護利用円滑化事業）に支出することが規定されています。</p> <p>後半部分の御意見について、裁定があった次年度以降に著作権者等から請求があった場合においても、著作権者等への補償金の支払に支障が生じないようにするため、本政令案では、現行裁定制度の補償金・担保金及び未管理著作物裁定制度の補償金からそれぞれ省令で定める割合を留保することとしています。</p>
<p>著作物等保護利用円滑化事業の内容が分からないため、適正性の判断が困難。</p>	<p>著作物等保護利用円滑化事業の具体的な内容は、改正後の著作権法第104条の22第2項に基づき、著作物等の円滑な管理の促進に資するものとなるよう、指定補償金管理機関が学識経験者から意見聴取した上で決めることとなります。</p>
<p>補償金等残余额から控除する額の割合について、未管理著作物裁定制度に係る割合は、なぜ10/100から30/100なのか。</p> <p>補償金等残余额から控除する額の割合について、未管理著作物裁定制度は未だ不確定要素が大きい等の事情があるため、未管理著作物裁定制度に係る控除割合の上限(30/100)が現行裁定制度の上限(10/100)よりも高いことは妥当と考える。しかし、下限については現行裁定制度と同じ1/100でも問題ないのではないか。</p>	<p>現行裁定制度に係る割合については、近年の支払実績等を勘案し、100分の1から100分の10までとしています。</p> <p>未管理著作物裁定制度はこれから運用を始める制度であり、著作権者等への支払がどの程度あるかは現段階で明らかではありませんが、少なくとも現行裁定制度と同程度以上の額を留保して著作権者等への支払に備える観点から、下限は100分の10としています。上限については、将来の支払を過大に見積もった場合に、著作物等保護利用円滑化事業に支出する額が大幅に減少して法律の趣旨を損なうことのないよう、現行裁定制度の上限の3倍となる100分の30としています。</p>

<p>補償金等残余额から控除する額の割合について、改正法の施行後、現行裁定制度及び未管理著作物裁定制度のそれぞれの補償金の受領額・支払額の推移を定期的に観測し、割合を柔軟に見直すべき。</p>	<p>御指摘の補償金等残余额から控除する額は、将来の支払のために留保する分として控除するものです。</p> <p>この控除額の割合は柔軟に見直せるように文部科学省令で委任することとしております。運用開始後の実態も踏まえつつ柔軟に見直してまいります。</p>
<p>補償金管理事務の事務費として控除する額の割合について、上限を3割とするのは高い。</p>	<p>補償金管理業務は民間機関が実施することになるところ、補償金管理業務を安定的に実施できるようにするため、補償金管理業務の事務費の上限は、収受した補償金等の総額から権利者への支払額や将来の支払のための留保額を控除した残額の3割としています。</p> <p>補償金管理業務の事務費の額については、裁定制度全体の利用状況によって増減するものであるため、文部科学省令で柔軟に定められるようにしており、運用開始後の実態も踏まえつつ適切に見直してまいります。</p>

※ なお、今回の政令案に直接関係する上記の御意見の他に、今回の政令案に直接的には関係しない御意見を 58 件いただきました。貴重な御意見をお寄せいただきありがとうございました。